

議案第十六号

杉並区国民健康保険条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十一年二月十三日

提出者

杉並区長

山 田

宏

杉並区国民健康保険条例の一部を改正する条例

杉並区国民健康保険条例（昭和三十四年杉並区条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

第三条中「及び」を「又は小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは」に改める。

第十四条の四第一項第一号中「百分の九十」を「百分の六十八」に、「百分の六十一」を「百分の六十五」に改め、同項第二号中「二万八千八百円」を「二万七千六百円」に、「百分の三十九」を「百分の三十五」に改める。

第十四条の十二第一項第一号中「百分の二十七」を「百分の二十六」に、「百分の六十一」を「百分の六十」に改め、同項第二号中「八千百円」を「九千六百円」に、「百分の三十九」を「百分の四十」に改める。

第十五条の四第一項第一号中「百分の十八」を「百分の十二」に改める。

第十五条の五中「九万円」を「十万円」に改める。

第十八条の二中「九万円」を「十万円」に改め、同条第一号イ中「一万七千二百八十

円」を「一万六千五百六十円」に改め、同号口中「四千八百六十円」を「五千七百六十円」に改め、同条第二号イ中「一万千五百二十円」を「一万千四十円」に改め、同号口中「三千二百四十円」を「三千八百四十円」に改める。

第二十四条第二項中「納期限前七日までに」を「普通徴収の方法により保険料を徴収されている者については納期限前七日までに、特別徴収の方法により保険料を徴収されている者については特別徴収対象年金給付の直近の支払日の七日前までに、」に改める。

附 則

1 この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、第二十四条第二項の改正規定は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の杉並区国民健康保険条例第十四条の四第一項、第十四条の二第一項、第十五条の四第一項、第十五条の五及び第十八条の二の規定は、平成二十一年度分の保険料から適用し、平成二十年度分までの保険料については、なお従前の例による。

(提案理由)

保険料率を改定する等の必要がある。

杉並区国民健康保険条例の一部を改正する条例新旧対照表

資 料

新 条 例	旧 条 例
<p>(被保険者としなない者)</p> <p>第三条 児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)の規定により児童福祉施設に入所している児童又は小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託されている児童のうち民法(明治二十九年法律第八十九号)の規定による扶養義務者のないもの(児童福祉法第二十四条の三第六項に規定する施設給付決定保護者のある者を除く。)は、被保険者としなない。</p> <p>(一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率)</p> <p>第十四条の四 一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</p> <p>一 所得割 百分の六十八(一般被保険者</p>	<p>(被保険者としなない者)</p> <p>第三条 児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)の規定により児童福祉施設に入所している児童及び</p> <p>里親に委託されている児童のうち民法(明治二十九年法律第八十九号)の規定による扶養義務者のないもの(児童福祉法第二十四条の三第六項に規定する施設給付決定保護者のある者を除く。)は、被保険者としなない。</p> <p>(一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率)</p> <p>第十四条の四 一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</p> <p>一 所得割 百分の九十(一般被保険者</p>

に係る基礎賦課総額の百分の六十五に相当する額を一般被保険者に係る当該年度の住民税額の見込額の総額で除して得た数)

二 被保険者均等割 被保険者一人につき
二万七千六百元(一般被保険者に係る基礎賦課総額の百分の三十五に相当する額を当該年度の初日における一般被保険者の見込数で除して得た額)

2 略

(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)

第十四条の十二 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次とおりとする。

一 所得割 百分の二十六(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の百分の六十に相当する額を一般被保険者に係る当該年度の住民税額の見込額の総

に係る基礎賦課総額の百分の六十一に相当する額を一般被保険者に係る当該年度の住民税額の見込額の総額で除して得た数)

二 被保険者均等割 被保険者一人につき
二万八千八百元(一般被保険者に係る基礎賦課総額の百分の三十九に相当する額を当該年度の初日における一般被保険者の見込数で除して得た額)

2 略

(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)

第十四条の十二 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次とおりとする。

一 所得割 百分の二十七(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の百分の六十一に相当する額を一般被保険者に係る当該年度の住民税額の見込額の総

額で除して得た数)

二 被保険者均等割 被保険者一人につき
九千六百元(一般被保険者に係る後期
高齡者支援金等賦課総額の百分の四十
に相当する額を当該年度の初日における
一般被保険者の見込数で除して得た額)

2 略

(介護納付金賦課額の保険料率)

第十五条の四 介護納付金賦課被保険者に係
る介護納付金賦課額の保険料率は、次のと
おりとする。

一 所得割 百分の十二(介護納付金賦課
総額の百分の五十に相当する額を介護納
付金賦課被保険者に係る当該年度の住民
税額の見込額の総額で除して得た数)

二 略

2 略

(介護納付金賦課限度額)

第十五条の五 第十五条の二の賦課額は、十

額で除して得た数)

二 被保険者均等割 被保険者一人につき
八千百円(一般被保険者に係る後期
高齡者支援金等賦課総額の百分の三十九
に相当する額を当該年度の初日における
一般被保険者の見込数で除して得た額)

2 略

(介護納付金賦課額の保険料率)

第十五条の四 介護納付金賦課被保険者に係
る介護納付金賦課額の保険料率は、次のと
おりとする。

一 所得割 百分の十八(介護納付金賦課
総額の百分の五十に相当する額を介護納
付金賦課被保険者に係る当該年度の住民
税額の見込額の総額で除して得た数)

二 略

2 略

(介護納付金賦課限度額)

第十五条の五 第十五条の二の賦課額は、九

万円を超えることができない。

（保険料の減額）

第十八条の二 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の額は、第十三条の四又は第十四条の五の基礎賦課額から、それぞれ当該各号のイに定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が四十七万円を超える場合には、四十七万円）及び第十四条の十又は第十四条の十三の後期高齢者支援金等賦課額から、それぞれ当該各号の口に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が十二万円を超える場合には、十二万円）並びに第十五条の二の介護納付金賦課額から、それぞれ当該各号の八に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が十万円を超える場合には、十万円）の合算額とする。

一 世帯主、当該年度の保険料賦課期日

（賦課期日後に保険料の納付義務が発生

万円を超えることができない。

（保険料の減額）

第十八条の二 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の額は、第十三条の四又は第十四条の五の基礎賦課額から、それぞれ当該各号のイに定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が四十七万円を超える場合には、四十七万円）及び第十四条の十又は第十四条の十三の後期高齢者支援金等賦課額から、それぞれ当該各号の口に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が十二万円を超える場合には、十二万円）並びに第十五条の二の介護納付金賦課額から、それぞれ当該各号の八に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が九万円を超える場合には、九万円）の合算額とする。

一 世帯主、当該年度の保険料賦課期日

（賦課期日後に保険料の納付義務が発生

した場合にはその発生した日とする。)

現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者（法第六条第八号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日の属する月以後五年を経過する月までの間に限り、同日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）につき地方税法第七百三条の五第一項の規定の例により、算定した総所得金額及び山林所得金額の合算額が、同法第三百十四条の二第二項に規定する金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者

イ 基礎賦課額に係る被保険者均等割額
被保険者一人について 一万六千五百六十円

ロ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者一人について

した場合にはその発生した日とする。)

現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者（法第六条第八号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日の属する月以後五年を経過する月までの間に限り、同日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）につき地方税法第七百三条の五第一項の規定の例により、算定した総所得金額及び山林所得金額の合算額が、同法第三百十四条の二第二項に規定する金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者

イ 基礎賦課額に係る被保険者均等割額
被保険者一人について 一万七千二百八十円

ロ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者一人について

て 五千七百六十円

八 略

二 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、地方税法第三百十四条の二第二項に規定する金額に地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第五十六条の八十九第一項に定める額に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合）にはその発生した日とする。）現在において、その世帯に属する被保険者（当該世帯主を除く。）の数と特定同一世帯所属者（当該世帯主を除く。）の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当する者以外のもの

イ 基礎賦課額に係る被保険者均等割額
被保険者一人について 一万千四十

円

て 四千八百六十円

八 略

二 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、地方税法第三百十四条の二第二項に規定する金額に地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第五十六条の八十九第一項に定める額に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合）にはその発生した日とする。）現在において、その世帯に属する被保険者（当該世帯主を除く。）の数と特定同一世帯所属者（当該世帯主を除く。）の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当する者以外のもの

イ 基礎賦課額に係る被保険者均等割額
被保険者一人について 一万千五百

二十円

- 3 略
- 口 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者一人について 三千八百四十円
- 八 略
- (保険料の減免)
- 第二十四条 略
- 2 前項の規定により、保険料の減免を受けようとする者は、普通徴収の方法により保険料を徴収されている者については納期限前七日までに、特別徴収の方法により保険料を徴収されている者については特別徴収対象年金給付の直近の支払日の七日前までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して区長に提出しなければならない。
- 一 三 略

- 3 略
- 口 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者一人について 三千二百四十円
- 八 略
- (保険料の減免)
- 第二十四条 略
- 2 前項の規定により、保険料の減免を受けようとする者は、納期限前七日までに
- 次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して区長に提出しなければならない。
- 一 三 略